

平成30年3月相模原市教育委員会臨時会

日 時 平成30年3月13日(火)午後7時00分から午後9時25分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第19号) 平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の
補正(第8号)について(教育環境部)

日程第 2 (議案第20号) 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部
を改正する規則について(教育局)

日程第 3 (議案第21号) 相模原市立小学校及び中学校教職員の人事について
(学校教育部)

日程第 4 (議案第22号) 相模原市教育委員会職員の人事について(教育局)

日程第 5 (議案第23号) 公文書非公開(不存在)決定処分に係る審査請求に
対する裁決について(教育局)

日程第 6 (議案第24号) 公文書非公開(不存在)決定処分に係る審査請求に
対する裁決について(学校教育部)

日程第 7 (議案第25号) 公文書非公開(不存在)決定処分に係る審査請求に
対する裁決について(生涯学習部)

4. 報告案件

1 監査の結果報告について(教育総務室)

2 専決処分の報告について(文化財保護課)

出席者(5名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 大 山 宜 秀

委 員 永 井 廣 子

委 員 平 岩 夏 木

説明のために出席した者

教 育 局 長	笹 野 章 央	教 育 環 境 部 長	渡 邊 志 寿 代
学 校 教 育 部 長	奥 村 仁	生 涯 学 習 部 長	長 谷 川 伸
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	大 用 靖	教 育 総 務 室 担 当 課 長 (人 事 給 与 班)	岡 本 達 彦
教 育 総 務 室 担 当 課 長 (総 務 企 画 班)	江 野 学	教 育 総 務 室 副 主 幹	杉 本 剛
教 育 総 務 室 主 査	永 澤 祥 代	教 育 局 参 事 兼 総 合 学 習 セ ン タ ー 所 長	齋 藤 嘉 一
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	荒 井 哲 也	教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	杉 野 孝 幸
学 校 施 設 課 担 当 課 長	小 杉 雅 彦	学 校 教 育 課 長	松 田 知 子
学 校 教 育 部 参 事 兼 教 職 員 人 事 課 長	佐 々 木 隆	教 職 員 人 事 課 担 当 課 長 (人 事 班)	農 上 勝 也
教 職 員 人 事 課 担 当 課 長 (企 画 班)	菊 池 政 弘	相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 所 長	宮 坂 賀 則
青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長	沢 辺 雅 子	生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	藤 田 知 正
生 涯 学 習 部 参 事 兼 文 化 財 保 護 課 長	佐 藤 正 五	ス ポ ー ツ 課 担 当 課 長	喜 多 村 猛 司
事 務 局 職 員 出 席 者			
教 育 総 務 室 主 任	島 崎 順 崇	教 育 総 務 室 主 任	齋 藤 竜 太

開 会

野村教育長 ただいまから、相模原市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井廣子委員と平岩委員を指名いたします。

はじめに、お諮りをいたします。

本日の会議の日程 1 から 2 まで、並びに報告案件 1 及び 2 については、公開の会議とし、日程 3 から 7 までについては、個人情報が含まれる内容ですので、公開しない会議として取り扱うことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、本日の会議は、日程 1 から 2 まで並びに報告案件 1 及び 2 については、公開の会議とし、日程 3 から 7 までについては、公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、本定例会の最後に審議をすることといたします。

平成 2 9 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正 (第 8 号) について

野村教育長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 1 9 号、平成 2 9 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正第 8 号についてを議題といたします。事務局より説明いたします。

渡邊教育環境部長 議案第 1 9 号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成 2 9 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、平成 2 9 年度相模原市一般会計補正予算書及び予算に関する説明書 3 の 3 ページをお開きいただきたいと思います。また、あわせて、資料の最終ページにございます参考資料の、平成 2 9 年度 3 月補正予算 3 の概要もご参照いただきたいと思います。

はじめに、全体の概要でありますが、3 ページの第 1 条にございますように、歳入歳出予算の総額、2, 8 8 9 億 3, 1 0 0 万円に歳入歳出それぞれ 2 6 億 9, 8 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 9 1 6 億 2, 9 0 0 万円とするものでござい

ます。

14ページをご覧いただきたいと存じます。

「款50 教育費」の補正額は22億9,300万円の増額となっております。補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は、15.2%となり、0.7ポイントの上昇となります。

今回の補正予算につきましては、国の補正を受け、平成30年度以降に実施予定であった事業の一部を平成29年度補正予算として編成し、あわせて繰越明許設定をするものでございます。

続きまして、教育委員会の所掌に係る補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。はじめに、歳出について30ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」、「項10 小学校費」、「目20 学校建設費」ですが、説明欄の1、小学校校舎改造事業につきましては、田名北小学校ほか2校の校舎改造事業の一部を実施する経費として4億2,490万円を増額するものでございます。

2の小学校校舎等整備事業(1)空調設備整備事業につきましては、田名北小学校ほか18校の普通教室等に空調設備を設置するための経費として17億2,740万円を増額するものでございます。

32ページをご覧いただきたいと存じます。

「項15 中学校費」、「目20 学校建設費」ですが、説明欄の1、中学校校舎改造事業につきましては、弥栄中学校ほか1校の校舎改造事業の一部を実施する経費として、1億4,070万円を増額するものでございます。

なお、ただいまご説明いたしました各事業につきましては、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。6ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2表 繰越明許費補正「款50 教育費」ですが、国の補正を受けて行う校舎改造事業、空調設備整備事業の繰越明許費を設定するものでございます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。

第3表、地方債補正につきまして、教育債、小学校整備費及び中学校整備費ですが、事業の実施に伴い増額するものでございます。

以上で、議案第19号、平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につ

いての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

既に議会では当初予算等の審議、補正予算の一部の審議はもう始まっています。今日、ご説明している案件については、3月21日の議会に提出をする案件でございます。

以前、ご説明しましたように、昨年末から今年にかけて、国の方にいろいろな形で、特に空調設備の整備を図るために、国の補正予算の獲得に動いた結果、ほぼ要求通りの補正予算を獲得することができました。その内容が今、ご説明した案件でございます、主に空調整備等に使われるということになります。

永井教育長職務代理者 31ページのところで、小学校の空調設備等という説明がありましたけれども、いわゆる夏季休業短縮という話も聞いていますので、空調設備の進捗状況が小学校、中学校、気になるところです。平成30年度はどんな様子になるでしょうか。

杉野学校施設課長 今のご質問でございますけれども、平成29年度末をもって、中学校は全て導入済みになります。小学校は今年度末、45校残っています。ここで補正の予算の対象としたのは19校ですので、平成30年度末としましては、小学校26校がまだついていないという状況でございます。

この事業は、国庫補助金を伴って行う事業ということで、来年度以降、残る26校についても、教育長以下、鋭意努力をしていきたいと考えております。

以上です。

野村教育長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 他に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第19号、平成29年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正、第8号についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第19号は可決されました。

相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

野村教育長 次に、日程2、議案第20号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

大用教育総務室長 議案第20号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、教育委員会事務局の組織改編に伴う改正及び分掌事務の整備のほか所要の改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

最初に組織改編の概要についてご説明申し上げます。議案第20号、参考資料1をご覧くださいと存じます。

今回の組織改編では、直面する様々な教育課題に対して、適切に対応する組織とするため、類似する各課の業務の統合や業務内容の精査により組織の再編を行い、諸機能の一元化を図るとともに、教育委員会に期待される役割を踏まえまして、学校の支援を充実させるものでございます。

2の主な組織改編の概要にございますとおり、大きなものとしたしましては総合学習センターを教育センターと生涯学習センターに組織上分けること。学校教育課で所管していた事業改善等への助言は、教育センターへ移管すること。学校教育課で所管していた就学相談は青少年相談センターへ移管することなどが主なものでございます。

組織の全体像につきましては、次のページにございます、A3の教育委員会の機構図をご覧ください。

左側が平成29年度の教育委員会現行の事務局の機構でございまして、右側が平成30年度からの新たな機構となり、網掛け部分が今回の改編で変更のあった組織でございます。

それでは、具体的な規則改正の内容についてご説明申し上げます。恐れいりますが、最初の方にお戻りいただきまして、A4の横長ホチキス止めをしてございます、議案第20号関係資料をご覧くださいと存じます。

改正する教育委員会事務局の組織等に関する規則と関連するその他規則の新旧対照表でございます。まず1ページをご覧ください。

左側が現行、右側が改正案でございます。まず、第4条では、教育局の組織と分掌事務について定めております。学務課の分掌事務に(12)として、岩本育英奨学基金の運用管理に関すること。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目では、学校施設課の分掌事務に(7)として学校施設整備基金の運用管理に関することを追加する分掌事務の整理を行うものでござい

ます。この学校施設整備基金につきましては、昨年12月にこの基金の条例を制定したため、首長部局事務分掌にならい規則に規定するものでございます。

続いて、同じページの中段をご覧ください。

学校教育課の分掌事務についてでございます。組織改編とあわせまして、教育センター及び青少年相談センターとの事務移管による整理を行うもので、現行の(7)学習指導は教育センターへ移管するため削除をいたします。就学相談に関することは青少年相談センターへ移管するため、改正案の(11)に除く規程を追加するものでございます。そして、現行の(12)の就学指導委員会の規定につきましても、移管により削除するものでございます。また、新たな分掌事務といたしまして、改正案で(12)といたしまして、学力保障に関することなどを追加するものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

こちらが生涯学習課の分掌事務についてでございます。改正案で(12)公民館及び津久井生涯学習センターとの連絡調整、これに加えまして、組織改編で新たに所管することとなる生涯学習センターを加えるものでございます。また、図書館や大野北公民館など、生涯学習部内の複数の公共施設などが関連いたします、淵野辺駅南口の複合施設の整備の検討及び調整に関することを新たに加えるものでございます。

次に、4ページ上段をご覧ください。

こちらは文化財保護課の分掌事務についてでございます。

現行の(5)史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館に関することにつきましては、正規の職員の配置により新たに後ほどご説明します、第9条として規定する学習館の分掌事務に管理運営及び利用承認等の事務を移すものでございます。

次の第5条につきましては、教育機関としての総合学習センターについての規定でございますが、この条につきましては、次の5ページにありますとおり、組織順に掲載するため、これを第6条とし、現行の第6条で定めていた学校給食センターの規定を第5条とするものでございます。

続いて、5ページの中段をご覧ください。

現行の第5条に規定していた総合学習センターについての規定につきまして、組織改編に伴い、同センターに教育センターと生涯学習センターを組織として置くことを規定するものでございます。

それから、改正案の第2項から6ページにございます第5項までは、それぞれの分掌事

務と属する部署を規定するものでございます。教育センターにつきましては、学校教育部に属し、生涯学習センターにつきましては、生涯学習課に属するものでございます。

次に、史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館へ、正規職員を配置いたします。このことから分掌事務を新たに規定するものでございます。こちら組織順に記載をするため改正案の第9条に規定し、現行の第9条以降の条文につきましては、1条繰り下げるものでございます。

内容につきましては、他の教育機関に準じまして、学習館運営の調査研究に関するもののほか、これまで文化財保護課で行ってありました、施設の利用承認など、学習館で直接処理することができるよう、学習館の利用承認等利用に関する事など4項目を規定するものでございます。第2項では、学習館は文化財保護課に属することを規定いたします。

次に、8ページをご覧ください。

こちらが青少年相談センターの分掌事務についてでございます。学校教育課から事務移管をした規定の追加等でございます。現行の(4)の街頭指導に関する事を改正案の(6)とし、学校教育課が行う街頭指導の計画と実施についてを除く規程を追加するものでございます。また、新たに就学相談に関する事、相模原市就学指導委員会に関する事を追加するものでございます。

本文の改正箇所は以上でございますが、今回の組織改編による理由で、他の教育委員会所管の規則の改正を本規則の附則において行うものでございます。附則の改正の条文は、9ページ及び10ページに記載されたとおりでございます。11ページ以降には教育委員会職員の職の設置等に関する規則、情報公開条例施行規則、個人情報保護条例施行規則、小学校及び中学校公文書管理規則の新旧対照表をつけさせていただいております。いずれの規則も組織規則の改正により、条文がずれることなどへ対応するための改正となっております。施行期日でございますが、平成30年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。

組織の変更については、以前ご説明をさせていただいたと思いますが、もし不明な点等があれば、それも含めて質問、ご意見ございましたら、お願いします。

大山委員 8ページ、青少年相談センターに就学相談に関することを事務移管するという
ことなのですが、もともとこの2つの就学相談と就学指導委員会に関しては、支援教育の
ちょうど入口の部分に当たることで、今、関係部署とはいろいろ相談をしながら就学に至
る過程、道筋ができたところで、私自身は青少年相談センターに移管すること自体がどう
も理解できない。就学支援教育の入り口の部分はどうして移管するのかということと、例
えば、支援を必要とするお子さんが途中で出た場合などには、やはり学校教育課の方で、
従来どおり対応すると思うのです。

文部科学省で今年の秋以降、就学時に支援教育をする発達障害の早期発見ということで、
おそらく新しい事業が始まります。就学前検診でもってアンケート調査をやって、それで
もし疑いがある場合には、学校医ないしかかりつけ医に相談をして、就学に結びつける
ということも行われる、ちょうど国全体もそういう流れになっているところです。今、流れ
ができていない段階でこれを移管すること自体にどういう意味付けがあるのか。どうも私に
は理解ができないということでございます。

野村教育長 今のご質問について、考え方の説明をお願いいたします。

松田学校教育課長 就学相談につきましては、小学校への入学前の就学の相談、それから
既に小学校、中学校に上がってからの就学相談があり、いずれも所管としては学校教育課
で進めてまいりました。就学前においても、それから既に入っているお子さんについても、
青少年相談センターの指導主事、相談指導教室でのかわり、あとはカウンセラーの方々
と必ず連携をしてまいりました。ここで組織を一緒にすることで、より情報の連携、それ
から入学してからの支援などが強化されるものと考えております。

以上でございます。

野村教育長 今の説明は、現在の就学相談においても、いろんな形で青少年相談センター
とのかわりも大きく、そういう中で、青少年相談センターの中で就学相談を受けること
で、その部分は今まで以上に連携がとれるだろう、という説明です。

一方、大山委員からいただいたご意見は、支援教育との関係ですよね。今回の組織改編
によって、これまでより手薄になるような心配はないのか、ということでしょうか。

大山委員 学校教育という中の支援教育を担当する大きな根幹の支援教育班という言葉が
組織図から消えていることがどうも理解できない。外から見て、組織図の中に支援教育と
いう言葉が出てきてもいいのではないのか。青少年相談センターの方に移管することで、
もちろん連続性がとれるのでしょうか、以前出した、支援教育推進プランの中にあるマ

ップの流れが変わってくるような印象を受けています。

奥村学校教育部長 まず、組織図の中から支援という言葉が消えているということに関しましては、本日の資料の中にある組織図の中を見ていただいた中で、学校教育課学校教育課の中に新しくできる班の中に企画指導支援班ということで、教育委員会全体としての支援教育の振興、施策の立案はこの班がリーダーシップをとって支援教育全体をリードする、そのような役割がこの班にございます。

今まで教育支援班というところが、主に支援教育の核となり、中心となり一手に様々な支援教育にかかわる施策を引き受けてきたところでございますが、それを1つのメリットと考えますと、逆にデメリットいたしましては、1つの班に業務が偏り過ぎていたとも考えられます。本来は、大山委員が今、おっしゃったように市の教育委員会、市の教育の柱として、全ての指導主事が支援教育について語れないとならないと思いますし、大きな意味で今回の組織改編が支援教育全体の推進を力強くできる、そのように考えております。

そういった意味で、学校教育課のこの企画指導支援班を中心に、青少年相談センターや教育センターとも連携をしながら、支援教育全体を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

野村教育長 今回の組織改編の一番大きいところは、やはり総合学習センターと学校教育課、この辺の機能をより効率化して、目的に達成しする組織にしようということで、そういう中で今、学校教育部長からもご説明がありましたが、学校教育課が基本的に教育施策、これの企画立案、こういったものを主体的にやっていきます。コミュニティースクールしかり、学力の向上しかり、または小中一貫教育、それから支援教育、そもそもの施策のあり方、基本を学校教育課の方で担っていきます。

一方で、これまで学校教育課が担っていた研究事業のことでありますとか、総合学習センターと機能が少し重複していた事業の研究改善ですとか、そういった部分は今度の教育センター、こちらに全て機能を移管をしようということで、それが一番大きい考え方です。そういう中で、指導主事も組織が効率化することで、数人の指導主事を生み出して、それを現場の指導教諭等に配置するという考え方をとりました。大山委員からご質問があった、就学相談の部分が学校教育課に移る、そういった変更も加えたということでもあります。

あとは、総合学習センターについては、これまで市民大学等の生涯学習機能も担っていたわけですが、これは切り離して公民館等を所掌をしている生涯学習部の生涯学習課の方に移すということで、教育センターは学校教育に関する部分の仕事を担当するという整理にした

ところでございます。

何かご不明な点やご意見があれば遠慮なくどうぞ。

永井教育長職務代理者 関係資料の2ページ、3ページ、学校教育課あたりのことですが、左の表「現行」の方で(7)学習指導、アンダーラインが「改正案」ではなくなって、これがまずどこに行ったのかというのと、右の方の(12)学力保障にすることができましたけれども、学校研究や、校内研究などをするのは、教育センターの所掌になるかと思いますが、日々の授業みたいなところを充実させようとする機能はどこがどう受け持つのか、お聞きしたいです。

奥村学校教育部長 日々の授業の指導に係ることは、教育センターが担当するようになります。

以上でございます。

永井教育長職務代理者 そうだとすると、例えば5ページに教育センターの分掌事務がありますが、これらの中で日々の普通の授業のことを何かアドバイスできるのでしょうか。

大きな研究にかかわるようなことを助言はできるのですが、小学校の先生が別に特に専門がないところで、国語の授業を何とかしたいとか、あるいはごく一般的な指導、助言のようなことはどうするのかなと思いました。

奥村学校教育部長 書き表し方としては、6ページ上段、4行目の広い意味での教員の人材養成ということに含まれるのかもしれませんが、日々の授業に係る指導も教育センターが対応していくようになります。

そのために、教育センターの新たな班には教科の専門性を持つ指導主事を配置したいと考えておりますし、また新たな職として設置することになっております、指導教諭も教育センターで所管をいたしまして、教職員の日々の授業づくり、そういったことに資することは教育センターで担っていく、そういったことでございます。

以上でございます。

永井教育長職務代理者 言葉としてやっぱり授業改善だとか指導向上だとか、そういうのに資するみたいな何か文言があった方がすっきりすると思います。

例えば、3ページ上段の(12)学力保障に関する事、これはとてもわかりやすいですよ。施策的なことを含めて基礎基本を大事にするのだとわかります。学校が毎日積み上げている授業について、その部分を誰がどこで指導をするのかなと思いました。

野村教育長 わかりました。説明をお願いします。

齋藤総合学習センター所長 学校教育部長がお話していたとおりなのですが、例えば5ページの(2)教職員の研修に関することでは、やはりOJTを進めていかなければならないということで、各学校の状況に応じて指導主事が伺って授業参観の上、その後協議をすることも考えられるところでございます。

学校教育課にありました学習指導という言葉は広く捉え、学校の先生方を支援させていただくということで、トータルで考えさせていただきました。

また、6ページに行きますと、(6)教材の制作、収集ですとか、様々なところを絡めて学校への支援を中心にやってまいりたいと考えております。また、教科の指導主事を研究研修班に配置しますが、特別支援教育の部分はきちんと理解をした上で、特別支援学級等の指導助言にも教科指導の指導主事が当たるというようなところで、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村教育長 職務代理者のご意見は、授業改善等に向き合う仕事のことについて、明確にわかるような文言がないということですよ。

永井教育長職務代理者 ですから、教育センターの分掌事務はとても大きいことなのですよ。具体的ところで、例えば、中学のある教科の先生が指導主事に授業を見てもらいたいとか、こんなことを今やっているのだけれども、ぜひアドバイスが欲しいなんていうときに、どこがやるのかなと思いました。同じことなので、これぐらいにします。

笹野教育局長 今、職務代理者のご指摘いただいたことについては、総合学習センター所長、それから学校教育部長が申しあげましたように、趣旨としては教育センターが基本となって担うと理解をして、この規則案を作成したものでございます。そういった趣旨については徹底してまいりますので、この文案をもってその趣旨が含まれているとご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

永井(廣)委員 ちょっとわからないので、具体的に教えてほしいのですが、支援級の授業への指導は、どちらで行うのでしょうか。

齋藤総合学習センター所長 授業改善等につきましては、教育センターの方に特別支援教育担当を置く予定でございますので、そこが窓口となって対応させていただきたいと考えております。

ただ、授業の指導力の部分とは別に、お子さんの状況に応じた、例えば、どんな支援を

というところであれば、就学相談の方も絡んでまいりますので、今度新しくできます青少年相談センター就学相談班の指導主事等々と連携し、横のつながりを大切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村教育長 確認ですが、保護者等が相談をしたいという窓口は、まずは学校なのではないですか。校長であるとか。その辺の考え方にお答えください。

松田学校教育課長 今、お話のあった保護者が何か相談をしたいというときは、まずは担任であり、学校にいるコーディネーターであり、校長、副校長であると思っております。そこから、教育委員会の中につなげていく場合もありますし、必ず横の連携で適切な担当者につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村教育長 どうですか、今の答弁でご理解いただけたでしょうか。

永井（廣）委員 担任との関係に問題がある場合には、やっぱり校長先生に直接話をしてもらうというのが一番早い、きちんと対応されるということでしょうか。

野村教育長 それが通常ルールですよ。

永井（廣）委員 きちんと学校の方でまず是对応していただけるということによろしいですか。

野村教育長 まずは学校に申し出ていただくのが、最初だと思います。そこから広がりが出てくるわけで、所管の専門につないだり、総合的にはいろんな相談に乗ることになると思います。

学校の管理職が知らない中で、保護者の方から直接学校教育課や青少年相談センターに行く場合もなくはないですが、学校の管理職が知らない中で、そういったやり取りが出るというのは決して望ましいとは思いません。

永井（廣）委員 史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館についてです。表の中の正規職員を配置するというお話をされていましたが、今までいらっしゃった方はどうなるのかというのがちょっと気になるのですが。

佐藤文化財保護課長 現在、3名の学習指導員がおりますが、そのまま続行となります。

野村教育長 これは充実という意味で、正規の職員等を配置するということです。

永井（廣）委員 わかりました。ありがとうございます。

野村教育長 今回の議案とは直接関係ありませんけれども、教育委員会全体の組織としま

すと、主たるものとしては、他には、淵野辺駅南口の複合施設の検討を行う、そういった担当を生涯学習課の方に新たに配置をします。

それから、オリンピックの事前キャンプとこれを所掌するための担当参事等を配置をいたします。

永井（廣）委員 今の複合施設の件ですけれども、これは生涯学習課と他の課が一緒に進めるという形ではよろしいのですか。

長谷川生涯学習部長 淵野辺駅南口の再編にかかわります、公共施設の再整備、それから街の活性化につきまして、今、基本計画を検討中でございます。教育委員会におきましては、このうち複合施設の検討や調整にかかわる部分を受け持ちます。現在、図書館におきまして、この事務を担っているところですが、これにつきましては、想定されます個々の施設の中で、その中心になるものが図書館であるということから、現在は主に担当しているところでございます。しかしながら、場所が本庁と離れておりますので、連絡調整の面で難があることや、勤務日や休みの日が一般の職員と異なりますので、そういった点でもデメリットがございます。

そこで、大野北公民館という社会教育施設が含まれることとあわせ考えまして、この複合施設の検討に関する事務につきましては、生涯学習部の筆頭課であります、生涯学習課に専任職員を配置することといたしました。そこにおきましては、各対象施設を総合的に複合施設として考えるに当たっての総合調整を行います。図書館を含めまして、個別の施設のあり方についてはまず、それぞれが検討し、その上でそれを持ち合わせて、複合施設としての全体像を調整していくと、そういうような形を考えております。図書館につきましては、今後、新しい図書館基本計画の策定等なども予定しておりますので、そういった面でも専念をするような体制を敷きたいということでございます。

以上です。

野村教育長 あわせて、都市計画課が所掌をしている事務と公園課が所掌している事務との関係を少し補足してください。

長谷川生涯学習部長 現在、都市計画課につきましては、この基本計画にかかわります、全体的なフレーム、枠組みについてかかわると同時に都市計画的な部分について、今後、淵野辺駅南口をどのように活性化していくか、そのための土地利用などの検討、また現在では民間の知恵を仰いだ中で、こういった可能性があるかというところをこれまでも検討してきております。

それから、設置場所を今、鹿沼公園とすることについての案ということで、市民の皆さんにご提示しております。そういったことで、公園課がかかわっているところでございます。これについては、引き続き公園課の方で複合施設との関係性、あわせて鹿沼公園全体のリニューアルにかかわる取組について所掌していく予定でございます。

野村教育長 今のご説明でよろしいでしょうか。

永井（廣）委員 市民から見たら、部署の違いというのはわからないことですので、みんなが一緒になって進めていくという形でやっていただければと思います。

野村教育長 まさに、そういった趣旨を目的とした今回の組織の設置であります。

今回、総合学習センターの組織を改編するのは10年ぶりです。組織の見直しというのは、本来は時代とともに弾力的に常にやる必要があると思っています。今後とも皆様お気づきの点があれば、お考えを出していただいて、こういった場で議論をすることも大事だと思っていますので、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

野村教育長 それでは、他に質疑、ご意見等がございませんので、これより採決を行います。

議案第20号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

監査の結果報告について

野村教育長 それでは、ここから報告案件に入ります。報告案件1、監査の結果報告についてです。事務局より説明いたします。

笹野教育局長 それでは、平成30年3月2日に実施をされました監査の結果について、ここでご報告をさせていただきます。

右肩に、平成30年3月13日教育委員会臨時会資料とあります資料をご覧くださいと存じます。

3月5日付けで相模原市監査委員から教育長宛の監査の結果に関する通知をいただきました。この通知をもとにご説明をさせていただきます。裏面をご覧くださいと存じます。

す。

まず、監査の概要でございます。1の監査の種類でございますが、今回の監査は地方自治法の規定に基づきます財務監査と行政監査並びに工事監査でございます。

2の監査の実施日程でございますが、事務局による監査手続は昨年10月5日から本年3月1日まで。監査委員による監査は、平成30年3月2日に実施をされました。

3の監査対象でございますが、(2)のとおり、局として平成29年度が対象年度でございます。

続きまして、監査結果についてご報告をさせていただきます。4ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、財務監査の結果についてでございます。下段の4の監査の結果(1)指摘事項でございますが、中学校給食調理業務委託に関して指摘がございました。

内容でございますが、一番下から3行目の後段の方でございますが、本業務委託では仕様書におきまして、業務従事者に対して、健康診断を年1回、腸内細菌検査を毎月2回行って、検査結果を書面により報告することを求めておりましたが、相手方から提出された報告書等は、全業務従事者の検査結果等が把握ができるものになっておらず、業務の履行に伴う衛生管理の状況について、教育委員会事務局における確認が不十分であるとの指摘を受けたものでございます。

5ページの下段をご覧くださいと存じます。

(2)注意事項でございますが、これは指摘事項とはなりませんでしたが、その他注意すべき事項いたしまして、2点示されました。

まず、アでございますが、公民館における簡易印刷機の使用にかかります、実費負担金の収入に関する事務について、算定誤りによる誤徴収等の事例が見られたことから、注意を受けたものでございます。

6ページをご覧くださいと存じます。

上段のイでございますが、市立学校におけます冷暖房設備賃貸借契約におきまして、契約書の内容に不備があったこと、また相手方から提出された定期点検報告書について、決裁処理がなされていなかったことから、事務処理方法や管理体制を見直すよう、注意を受けたものでございます。

それから、5にございます意見などにつきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

続きまして、28ページをご覧いただきたいと存じます。

行政監査の結果についてでございます。上段にあります12の監査の結果については、特段の問題は見られないということでしたが、検討すべき事項として2点示されております。

まず、(1)利用承認に関する事務についてでございますが、相模川ビレッジ若あゆ及びふじの体験の森やませみにおける利用承認事務において、申請書の提出が規則で定める期間を過ぎている団体が見られるなど、改善、再発防止を要するものがございました。

29ページをご覧ください。

(2)委託料の支出に関する事務についてでございますが、相模川ビレッジ若あゆ及びふじの体験の森やませみにおける、指定管理業務や総合管理業務委託におきまして、仕様書に定める清掃に関する報告書が、相手方から適切に提出されていないものが見られるなど、改善を要するものがございました。

35ページをご覧いただきたいと存じます。

工事監査の結果についてでございます。

5の監査の結果(1)注意事項でございますが、2点ございました。

まず、アでございますが、市立小学校の屋内運動場吊り下げ式バスケットボールの修繕に関して、20校を対象とする修繕を6件の随意契約として、発注したことにつきましては、競争性、公平性、透明性の確保の観点から、発注に当たっては競争入札の可能性を十分に検討するよう、注意を受けたものでございます。

次に、下段にありますイでございますが、小学校におけるバスケットゴール修繕や相模原球場手洗所修繕におきまして、完成届に完成検査の合格に関する記載欄がないなど、当該修繕の検査の詳細が不明確になっていたことから、検査合格日等の詳細を検査に関する書類に明確に記載をするなど、適正に事務を執行するよう、注意を受けたものでございます。

監査の結果については以上でございますが、冒頭申し上げました今回の監査結果のうち、特に学校給食につきましては、実は2年前の平成27年度にこういった監査で衛生管理の面での指摘がされておきまして、再び同じような指摘がなされたということにつきましては、当然のことですが、教育委員会事務局一同、大変重く受け止めております。

改めて教育局、教育委員会全職員に今回の事態の重大性を再度徹底をいたしまして、所管課のみならず事務局全体として、チェック体制の再点検をいたしますが、何より事務局

全体の各職員の意識を改めるよう、さらに緊張感をもって取り組めるように、その徹底の仕方ももう一度工夫をして、全職員に徹底してまいりたいと考えております。

以上、監査の結果についてご報告とお詫びをさせていただきました。誠に申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

野村教育長 ただいま、監査結果について報告をいたしました。ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

大山委員 35から36ページにわたっての工事に関する監査の結果で、(2)教育局におけるその他の工事に関する事務の執行はおおむね良好だけれども、(1)注意事項で学校施設課が発注した、4月から5月にかけての工事に関してご指摘されているようですが、何に原因があったのでしょうか。

杉野学校施設課長 これは文部科学省からの指導等もございまして、体育館の吊り下げ式のバスケットボールの耐震性がどうなのかということで、上で留め具をつけて安全を確保するという、そういう修繕がございまして。

内容的には各学校、ちょっとつけ方が違い、微妙にその位置だとかが当然ずれてくるのですが、工事内容についてはほぼそんなに差がないというところです。

なので、業者を連れて見に行き、見積もりを取るというやり方をさせていただいたので、このような結果となりました。安全面から言えば、早急に少しでもできるところから早期に発注をした結果、このような形になったというところもございまして。

注意事項として出てきたわけでございまして、今後このような発注形態が予測できれば、どのような形が最善だろうということ考えた上で、発注をしていきたいと監査でもお答えをさせていただきました。今のご質問に対しても、そのようにお答えをさせていただきます。

以上でございます。

野村教育長 局長の方から衛生管理の問題、給食はとても大事な問題で早急な対応が必要だというお話がありましたが、現実的な今後の取り組みということとはどんなことが予定されているのか、少し皆さんにわかるように、衛生管理についてご説明をお願いします。

荒井学校保健課長 今回の指摘について、誤りの原因としましては、2点ほどあると思います。健康診断結果報告書に7人分の報告があったのですが、業務従事者の80人と一致していないというところです。これは労務安全法に義務付けられた正規職員のみを対象として、7人という数字が挙がっておりました。

これにつきましては、学校給食という衛生管理を徹底する業務に携わるものとして、正規職員だけではなく、パート職員も含めた従業員にも健康診断を徹底していきたいと思えます。

それから、2点目ですが、腸内細菌検査につきましては、逆に80人より多いというご指摘なのですが、この96人の中に実は、学校給食以外の産業給食、会社への給食従事者もこの報告書の中に入っていたということで、数の誤りでした。しっかり確認作業をして、整合を取るようにしてまいります。

いずれにしても2回目の指摘ということでございますので、全ての仕様書を一斉点検したいと考えています。

以上です。

野村教育長 委託業者とはもうすでにお話をされているのですか。

荒井学校保健課長 健康診断につきましては、調整をしまして、パート従業員も含めまして、3事業者の内1事業者は3月中に検査機関と調整をして実施をします。残りの事業者につきましては、遅くとも今年の8月、夏までには全員受診をさせるということで調整済みです。

野村教育長 補足はありますか。

渡邊教育環境部長 デリバリー給食は中学校のみではございますが、教育環境部といたしましては、給食という子どもたちの健康、安全にかかわるとても重要な事項について、事務執行に不十分な部分があったということで、非常に重く受け止めて反省をしているところでございます。業者との委託契約の中で様々な提出物を求めているところでございますが、これについて速やかな提出を求めることとなっており、その提出の確認などのスケジュール管理が不十分であった部分もでございます。検診、検査等に関する提出物をいつまでに提出をしていただくのか、そういったこともしっかりと確認をいたしまして、その実施状況をしっかりと確認をしていく必要があり、調整も行っているところでございます。新年度の契約内容において、そういった1つ1つの履行がされていることを確認し、委託業者とも信頼関係を築きまして、児童、生徒の皆さんに安全で安心な給食が提供できる体制をしっかりと整えるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村教育長 今の件を含めて、ほかにも何かあればお願いします。

平岩委員 仕様書を徹底する、スケジュール管理をしっかりするということはもちろんだ

と思いますが、数字を見るだけではなくて、ちょっと疑問に思うとか、そういったところを流さないということを心がけていくことが大事かなと感じます。

野村教育長 職員が問題意識をしっかりと持つということ、速やかにその対応を図るということですね。

永井（廣）委員 業者は、きちんとした衛生管理をやらなければいけないと思うのですが、食材の費用の値上げとかもいろいろ厳しい中で、本当にきちんとしたことをできる状況にあるのでしょうか。

野村教育長 それは、適正な価格で業者との関係は保たれているのかということでしょうか。

渡邊教育環境部長 そこにつきましては、委託契約の前のプロポーザル等で業者を選定しております中で、経営状況等もしっかり確認し、そこで提案をいただいた事業の計画について確認をした上で選考を行いまして、契約を結んでいる状況でございます。

永井（廣）委員 例えば、喫食率が下がったからといって、そんなに苦しくなるわけではないのですか。

渡邊教育環境部長 喫食率が今は45%ということで設定した契約をしておりますが、40%から45%の間で今は推移をしている状況でございます。その中での運営は特に問題なく行っていただけるものと捉えております。

以上でございます。

野村教育長 企業ですから、極端に喫食率が下がれば人件費の問題などが苦しくなるのは当然だと思いますが、今の状況であれば問題はないという、そういったお答えになります。

永井（廣）委員 これはやりたいと言って、手を挙げてくれる業者は複数あるということなのでしょうか。

野村教育長 プロポーザルに参加している業者の状況を少しお願いします。

荒井学校保健課長 プロポーザルコンペに7社参加いただき、その企業の収益状況、それからいろんな実績、企業ですので経営状況、それから実績等々を加味して、現在3調理事業業者に調理を委託しております。配送の遅れもなく、衛生管理も徹底してやっていただいておりますので、滞りなく業務を進めていただいているという状況でございます。

野村教育長 他にはいかがでしょうか。

先ほど、申し上げましたけれども委員からもご指摘がありましたように、やはり問題意識を高く持って、その解決を速やかに行うことを職員の中で共有するように、特に管理職、

所属長は徹底をお願いしたいと思います。

では、次に参りたいと思います。

専決処分の報告

野村教育長 次に、報告案件 2、専決処分の報告について、事務局より説明いたします。

佐藤文化財保護課長 報告案件 2、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は文化財保護課の埋蔵文化財調査業務中に発生いたしました、物損事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定より専決処分を行い、3 月市議会定例会において、報告を行うに当たりあらかじめ教育委員会に報告をするものでございます。

お手元の資料、専決処分書をご覧くださいと存じます。

事故の概要についてでございますが、平成 29 年 11 月 20 日午前 9 時 55 分頃、相模原市中央区宮下本町 3 丁目 28 番の工事現場敷地内におきまして、駐車していた本市軽貨物車が前進をしようとした際、上り坂であったため後退し、後方に駐車していた被害者の小型貨物車に接触し、破損させたものでございます。

本市の責任割合は 100%。損害賠償額につきましては、9 万 3,613 円でございます。

今後はこのような事故を起こさないよう再発防止に向け、より一層の安全な運転操作を励行し、業務を進めてまいりたいと存じます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

野村教育長 説明が終わりました。ご質問等あれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、ここで休憩をいたします。なお、再開後の審議につきましては、公開しない会議といたしますので、関係する職員以外の方は、ご退出をお願いします。

再開時間は午後 8 時 35 分といたします。

(休憩・20:24~20:35)

公文書非公開（不存在）決定処分に係る審査請求に対する裁決について

（公開しない会議 原案どおり可決）

相模原市立小学校及び中学校教職員の人事について

（公開しない会議 原案どおり可決）

相模原市教育委員会職員の仕事について

（公開しない会議 原案どおり可決）

野村教育長 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。これもちまして、臨時会を閉会いたします。

閉 会

午後9時25分 閉会